

香美町内海水浴場におけるコロナ感染防止対策ガイドライン

香美町・香美町香住観光協会

○感染防止に向けた取組み

1. 海水浴場施設周辺における感染防止

(1) 共通

- ① 基本概念は三密（密集、密接、密閉）を作らないことを心がける。
 - ・ 換気の悪い密閉空間を作らない。
 - ・ 多くの人の密集する場所を作らない。
 - ・ 近距離での密接した会話を避ける。
- ② 手洗いや手指消毒を徹底する。
 - ・ 30秒以上の時間をかけた手洗いや手指消毒をこまめに行う。
 - ・ 来訪者の入館（入店）の際、手洗いや手指消毒を要請する。
 - ・ 来訪者にこまめな手洗い・手指消毒を促す。
- ③ マスク着用の周知徹底を行う。
 - ・ 熱中症のリスクを避けるため、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用している時は、負荷のかかる作業は避け、周囲との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩する。
- ④ 消毒液の設置を行う。
 - ・ アルコール消毒液を施設の出入り口や個室の前などに設置する。
 - ・ アルコール消毒液は、入手可能な場合はタッチレスで利用できるものとする。
- ⑤ 施設内の清掃・消毒を徹底する。
 - ・ 清掃および消毒は、高頻度接触部位（頻繁に手に触れる部分）を重点的に1日に複数回行う。
 - ・ 清拭に関しては、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム等を用いる。
- ⑥ 換気を徹底する。
 - ・ 出入口、窓の開放や吸排気ファンの常時稼働などにより換気を行う。窓を開放する場合は、網戸やフィルター等で害虫の侵入を防ぐ。
- ⑦ ソーシャルディスタンス（社会的距離）を保つ。
 - ・ ソーシャルディスタンスは約2mとされている。飲食店の座席、レジの行列などでは、できるだけ社会的な距離を維持する工夫をする。
- ⑧ 現金等の受け渡しはコイントレー等で行う。
- ⑨ 症状のある方の入場制限を行う。
 - ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある人は入場しないように呼びかけることが、施設内等における感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計等で特定し入場を制限するこ

とも考えられる。

- ⑩ トイレに留意する。(※感染リスクが比較的高いと考えられる)
 - ・ トイレの汚染がある場合は、ハイター等のトイレ用洗剤若しくはアルコール濃度 70%以上による清拭消毒を行う。
 - ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
 - ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ⑪ ゴミの廃棄に留意する。
 - ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
 - ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- ⑫ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感等の症状がある人は申し出るように呼びかける。
- ⑬ 周知徹底項目を来訪者や従業員に視覚的に分かりやすく伝える掲示や Web サイトでの発信を行う。

(2) 海水浴場にて

- ① 駅・バス・駐車場等に入場の際、来訪者に三密を回避するよう周知する。
- ② 砂浜では、間隔を空けて過ごしてもらうよう看板、ポスター、放送等により周知徹底する。
- ③ ビーチボール、フリスビー、サッカー等、他のグループの方への接触が懸念される行為を行わないように呼び掛ける。
- ④ 手洗い、咳エチケットの徹底を呼び掛ける。
- ⑤ 浜茶屋(海の家)
 - ・ 利用者の氏名・住所を把握し、感染が発生した場合の利用者への確実な連絡と行政機関による調査への協力に備える。
 - ・ 入場制限や座席数制限を行う等、人数制限を行う。
 - ・ できるだけ団体での利用は避け、少人数での利用を促す。
 - ・ テーブルは、飛沫感染予防のために、適切な間隔を空けて座れるように配置を工夫する。
 - ・ 近距離での会話や大声は控えてもらう。
 - ・ 滞在時間をできるだけ最小限にしてもらう。
 - ・ 料理等の注文は、混雑を避けるため代表者が行うように周知する。
 - ・ 順番待ちができる場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、または整理券の発行等により行列を作らない方法を工夫する。
 - ・ 施設内の清掃を徹底し、多数の人が触れる箇所はこまめに清拭消毒を行う。また、テーブル、イス、メニューブック等はお客様の入れ替わる都度、清拭消毒を行う。
- ⑥ レンタル物品
 - ・ うきわ、ゴーグル、パラソルなど来訪者が共同で使用するレンタル物品の消毒を徹底する。

⑦ 更衣室・シャワー室

- ・ 窓を可能な限り解放し、換気を徹底する。
- ・ 密集を防ぐため、人数制限を行う。
- ・ 設備・備品の清拭消毒を行う。

⑥ 監視人（ライフセーバー等）の健康チェックを徹底するとともに、救護者の氏名・住所を把握し、感染が発生した場合の救護者への確実な連絡と行政機関による調査への協力を備える。

2. 従業員等が行う感染防止

- (1) 健康管理を徹底し、37.5℃以上の発熱がある場合は、仕事に従事しない。
- (2) 業務中に 30 秒以上の時間をかけた手洗いや手指消毒をこまめに行う。
- (3) トイレの使用の後や喫煙、飲食、休憩などの前はバックヤードにおいて 30 秒以上の手洗い・手指消毒の徹底を行う。
- (4) バックヤードにおいて、従業員の手に触れる機会の多いもの、移動量が多い場所などの清掃消毒の徹底、それらを促す掲示物を設置する。
- (5) 休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らし、常に換気をする。
- (6) 休憩スペースで共有する備品（椅子、テーブル等）はこまめに清掃消毒する。
- (7) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- (8) マネージャーは常に最新情報を入手し、スタッフメンバーに共有する。
- (9) 利用者から、風邪の症状が続いている、息苦しさ、強いだるさ、高熱など新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状を申し出られた場合は、下記の専用相談窓口へ相談するよう促す。

専用相談窓口（兵庫県 帰国者・接触者相談センター）

○豊岡健康福祉事務所

(0796) -26-3660・・・平日の 9 時 00 分～17 時 30 分

○新型コロナウイルス健康相談コールセンター

(078) -362-9980・・・平日・休日ともに（9 時 00 分～20 時 00 分）

FAX:078-362-9874